

医療費の増加などに伴い税率等を改定し、併せて所得の低い世帯への軽減割合を新設及び拡充しました。また、地方税制改正による課税限度額の改定も行いました。詳細は下表をご覧ください。  
国保財政の厳しい現状に、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 7年ぶりに、税率等を改定しました

## 国民健康保険税

問 保険年金課 保険加入係  
☎724・2124  
FAX 724・1182

2011年度 税額(率)表 表内カッコは2010年度分

区分	医療分①	後期高齢者支援金分②	介護分③ ※40~64歳の方
所得割額A 加入者個々の前年所得に対して右欄の税率をかけて算定します。	4.08% (3.73%)	1.38% (1.27%)	1.17% (1.05%)
均等割額B 加入者1人について	年19,700円 (17,400円)	年6,800円 (6,000円)	年8,400円 (7,500円)
平等割額C 1世帯について	年9,000円 (据え置き)	年3,000円 (据え置き)	年3,000円 (据え置き)
課税限度額 世帯単位で計算したA・B・C欄の合計額が右欄の額を超えた場合、年税額はそれぞれ右欄の金額になります。	年51万円 (50万円)	年14万円 (13万円)	年12万円 (10万円)

**所得に係る軽減割合の新設及び拡充**  
賦課期日現在、世帯主と加入者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者に移行してから5年以内の旧国保加入者）の所得の合計額が下記のとおり判明している世帯に対しては、それぞれの軽減率で減額を行います。

- ◆33万円以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の7（2010年度は10分の6）
  - ◆33万円+24万5千円×（加入者と特定同一世帯所属者〔いずれも世帯主を除く〕の数）の額以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の5（2010年度は10分の4）
  - ◆33万円+35万円×（加入者と特定同一世帯所属者の数）の額以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の2（新設）
- ※1946年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金所得から15万円を限度に控除があります。

**【保険税の算定方法】**  
市の保険税は地方税法をもとに算定（賦課）されています。国民健康保険税は、次の3つの区分からなっています。  
加入者の医療費に充てられる①医療分②後期高齢者支援金分のほか、40歳~64歳の方には③介護分を加え、すべての合計が月割りで課税されます（上表参照）。

**【非自発的失業者の方は保険税が軽減されます】**  
雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）または雇用保険の特定理由離職者（例：雇止めなどによる離職）であって受給資格がある方です。  
軽減額前年の給与所得をその3割とみなして課税  
軽減期間離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間  
※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。  
○**手続きに必要なもの**  
①国民健康保険証  
②雇用保険受給資格者証（離職理由の番号11、12、21、22、23、31、32、33、34の記載のあるもの）  
③印鑑

**【保険税の減免】**  
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、保険税を納付することが困難と認められる場合は減免の申請ができます。  
○災害により甚大な被害を受けた  
○病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない  
○非自発的失業者や休廃業により所得が一定以下に減少した  
（非自発的失業者の保険税軽減に該当される場合を除く）  
※減免の詳しい基準については保険加入係にご相談下さい。

市では、毎年増加傾向にある医療費の適正化を図り、ジェネリック医薬品の普及促進のため、「ジェネリック医薬品希望カード」（以下カード）を配布します。カードを医療機関で提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意思があることが簡単に伝わりますのでご利用下さい。  
カードは、7月に発送する国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療保険料納入通知書に1枚同封します。また、保険年金課や各市民センターでも配布しています。  
なお、ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱いのない調剤薬局もありませんので、医師、薬剤師にご相談下さい。  
問 保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144

# 保険特集

## 保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

**納税(入)通知書発送日・送付先**

種類	発送日	送付先
国民健康保険税	7月7日	世帯主※
後期高齢者医療保険料	7月15日	本人
介護保険料	7月1日	本人

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯の中に加入者がいれば世帯主宛に通知書をお送りします。

## 保険税(料)の納め方

保険税(料)のお支払い方法には、特別徴収と普通徴収があります。実際の納付方法については、納税(入)通知書をご確認ください。

**特別徴収** ⇒ 介護保険料と後期高齢者医療保険料、または国民健康保険税が**年金天引き**となります。

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税については口座振替に変更することができます。詳細は、保険年金課納付係へお問い合わせ下さい。  
※介護保険料は、普通徴収に変更することはできません。

**普通徴収** ⇒ 特別徴収の対象とならない方は、**口座振替または納付書**で直接納めることになります。

★**口座振替が便利です!**  
口座振替にすると納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度以降からの分も自動的に引き落としになるので便利です。  
ご注意 国民健康保険で口座振替にしていた方でも、後期高齢者医療制度に移行する方は改めて口座振替の申し込みが必要になります。

★**コンビニエンスストアでもお支払いができます。**  
ご注意 バーコード印字のない納付書は使用できません。

問 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料については 保険年金課納付係 ☎724・2125  
介護保険料については 介護保険課保険料係 ☎721・3110 FAX 721・0913

## 納期のご案内

**《特別徴収》**

4月、6月、8月 … 仮徴収

2011年2月と同額または前年度の賦課状況を基に暫定的に天引きします。

10月、12月、2月 … 本徴収

7月の決定に基づいて年間保険税(料)額からすでに年金天引きされた金額を差し引いて天引きします。  
※介護保険料では、仮徴収額と本徴収額に差がある場合、8月から調整しています。  
※6月または8月から特別徴収開始になる方もいます。

**《普通徴収》**

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※口座振替の登録をしている方は納付期限日に引き落としとなります。  
※9月までは普通徴収、10月からは特別徴収に切り替わる方もいます。納税(入)通知書でご確認ください。

**東日本大震災で被災された方へ**

詳細については各担当へご相談下さい。

○6月末までは、健康保険の被保険者証がなくても医療が受けられます。

問 保険年金課（保険加入係） ☎724・2124、保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144

○6月末までは、介護保険の被保険者証を提示できない場合も介護サービスが受けられます。

問 介護保険課給付係 ☎721・3136

○申請していただくと、国民年金保険料が免除になります。

問 保険年金課国民年金係 ☎724・2127

ジェネリック医薬品とは、低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。安全性も品質もほぼ同じで、薬代が平均で3割から5割節約できます。

市では、毎年増加傾向にある医療費の適正化を図り、ジェネリック医薬品の普及促進のため、「ジェネリック医薬品希望カード」（以下カード）を配布します。カードを医療機関で提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意思があることが簡単に伝わりますのでご利用下さい。

カードは、7月に発送する国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療保険料納入通知書に1枚同封します。また、保険年金課や各市民センターでも配布しています。

なお、ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱いのない調剤薬局もありませんので、医師、薬剤師にご相談下さい。

問 保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144